

仕 様 書

1 概要

- (1) 件 名 三浦市清掃事業所で使用する電力
- (2) 需要場所 三浦市三崎町六合 1 0 0 4 - 3

2 仕様

(1) 電力供給条件

別紙 1 の 1 のとおり

(2) 契約電力及び予定使用電力量等

ア 契約電力及び予定使用電力量 別紙 1 の 2 のとおり

ただし、契約電力の変更は、以下の区分に従って定めるものとする。

各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし契約電力が 500kW 以上となる場合は、発注者と受注者とが協議のうえ、決定するものとする。

イ 月別使用電力量及び最大需要電力量実績 別紙 2 のとおり

(3) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日 0 時 00 分から令和 9 年 3 月 31 日 24 時 00 分まで

(4) 供給電気の種類等

供給電力量の 100%を再生可能エネルギー電気とすること。

再生可能エネルギー電気とは、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たすもので、次のいずれか又は組合せによる環境価値を有するものが該当する。

ア 非 FIT 電気とその量に応じた非化石証書等（再生可能エネルギー電気のうち、FIT 電気以外をいう。ただし、環境価値を手放していないものに限る。非化石証書等は、トラッキング付き非化石証書（再エネ指定）、グリーン電力証書又は J-クレジット（再エネ由来）をいう。）

イ FIT 電気とその量に応じた非化石証書等

（非化石証書等は、トラッキング付き非化石証書（再エネ指定）、グリーン電力証書又は J-クレジット（再エネ由来）をいう。）

ウ 電源を特定せずに調達した電気とその量に応じた非化石証書等

（非化石証書等は、トラッキング付き非化石証書（再エネ指定）、グリーン電力証書又は J-クレジット（再エネ由来）をいう。）

3 契約方法及び支払方法

(1) 契約方法

基本料金（単価）及び電力量料金（単価）を定め、月ごとに契約電力及び使用電力に応じて料金を支払う単価契約とする。

※電力量料金については、使用電力量に積算内訳書（燃料費調整を行う場合についてはアによる。）の料金を乗じて計算した金額とする。

【計算例】

電力量料金＝使用電力量×（電力量契約単価＋燃料費調整単価）＋ 使用電力量×再生可能エネルギー賦課金

ア 燃料費調整燃料（原油・LNG・石炭）価格の変動などにより契約単価の調整を行う必要が生じた場合には、受注者、発注者協議の上決定する。ただし当該地域を管轄する一般送配電事業者の燃料費調整額を超えない範囲とする。

イ 再生可能エネルギー賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金として当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。

（２） 支払方法等

料金請求方法については、施設の内訳書（使用電力量、単価、電気料金、最大電力、力率等）を添付した請求書を送付すること。

支払いは、月払い（後払い）とする。

４ その他

- （１） フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- （２） 太陽光発電等による売電契約はなし。
- （３） 契約期間中に建替えや増築等、電力に影響のある工事等は予定していない。
- （４） 融雪用電力の契約はなし。また、自家発電補給電力の契約はなし。
- （５） 供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙３「特定電源割当証明書」又はこれに準じた様式を作成し、提出すること。なお、環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合においては、証書の写しを添付することとする。
- （６） 力率の変動その他要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他供給条件については、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件等による。
- （７） 電力供給における料金その他計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、１キロワットとし、その端数は、小数点以下第１位を四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、１キロワットアワーとし、その端数は、小数点以下第１位を四捨五入する。

ウ 料金その他計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てる。
エ 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位を四捨五入する。
オ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てる。

- (8) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等にかかる費用は、受注者の負担とし、調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整すること。
- (9) 受注者は、令和 8 年 4 月 1 日から各需要場所へ電力供給できるよう、一般送配電事業者への接続供給申込み等一切の事務処理を行うこと。
- (10) 電気の安定供給を図ること。電力供給側の事故や災害等により、各需要場所への電力供給が停止した場合は、業務に支障が生じることのないよう、予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保すること。
- (11) 事故等が発生した場合は、受注者と速やかに連絡が取れるように 24 時間 365 日の即応態勢を確立しておくこと。
- (12) 受注者は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者又はその小売電気事業者と電力販売の取次契約を締結している者であること。
- (13) 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合にはこの限りではない。
- (14) 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。
- (15) この契約において、発注者と受注者の間に紛争が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項については、その都度発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。